

平成27年7月31日

研修生の皆様

公益財団法人柔道整復研修試験財団
事務局長 植田正孝

医療人（柔道整復師）研修講座全ブロック日程表の送付等について

皆様におかれましては、日々研修に励んでおられることと存じます。

さて、全会場の日程表を別紙のとおりお届けいたしますので、日程調整の上受講してください。

卒後臨床研修において、医療人（柔道整復師）研修講座の受講は「必修」ですので、下記事項に留意のうえ受講に努めてください。

記

【留意事項】

1. 27年度研修生について

(1) 受講当日の受付について

当日「柔道整復師卒後臨床研修証：様式4と、医療人研修講座受講証：様式5」を出席会場の受付に提出し、各回の受講修了時に受講証に「受講日・管理者印の押印・受講会場名」を受けること。

(2) 受講時の服装について

講師及び関係者に失礼のない服装を着用すること。

(3) 欠席する場合の振替出席について

申込時の会場での受講が一部困難な場合は、他の会場での受講も可能なので、東京会場以外は変更会場で直接受付し、事前の変更連絡は不要とする。

ただし、科目時間割の変更もありうるため、財団に問合せもしくは財団ホームページ等で確認することが望ましい。

※ 東京会場の選択者以外で、東京会場での振替出席を希望する場合は、当該講座開催の1週間前までに会場担当に連絡をすること。

(会場に定員があり受講をお断りする場合もあります。)

会場担当：公益社団法人東京都柔道整復師会電話 03-3815-0811(代)

(4) 主会場変更について

会場を4日間全て変更する場合は、会場受付用研修生名簿の作成のため、8月7日(金)【必着】までに別紙1「医療人研修講座主会場変更届」を財団へ郵送またはFAXすること。

また、柔道整復師卒後臨床研修証：様式4の受講会場欄を朱書き二重線で訂正し、余白に変更後の会場名を記入しておくこと。(会場に定員があり変更をお断りする場合もあります。)

(5) 医療人研修講座受講証：様式5の提出について

12科目受講修了後、医療人研修講座受講証：様式5を速やかに財団へ提出すること。

年度内に、受講出来なかった科目がある場合は、翌28年度においてのみ受講が可能である。

(6) 卒後臨床研修評価表：様式6について

研修施設での臨床研修評価については、3か月毎または12か月間の自己評価(30項目)のうち、出来るだけ多くの項目を柔道整復師卒後臨床研修評価表：様式6に記載する。

臨床研修期間修了後に評価表を指導者に提出し、指導者から項目評価と総合評価(4段階)の評価を受け、「評価表：様式6」を財団に送付していただくこと。(※研修生が預かって財団送付しても良い。)

なお、「評価表：様式6」裏面の評価表記載要領を参照すること。

(7) 修了認定証について

両様式の送付を受けた財団は、修了要件「評価表：様式6の総合評価、受講証：様式5の12科目講座受講」を確認し、概ね2か月後に「修了認定証」を交付する。

(8) 臨床研修施設を変更する場合は・・・

臨床研修施設を変更する場合は財団へ連絡し必要な手続きをとること。

なお、「退職等で一時施設研修を中断」する場合は、1年間の研修期間の不足期間を翌年度内に限り延長が可能となるので、財団へ連絡して必要な手続きをとること。

2. 住所変更時の財団への連絡の厳守

財団からの送付物が住所不明などの理由で、返送される件数が多数あります。転居時には、マンション名・号室等までの届を必ず財団研修担当へ連絡すること。「修了認定証」等の配達に支障がある場合も考えられます。

また財団 HP 上に「医療人研修講座について各会場からのお知らせ」として各会場からツイッターにて休講、講師変更などをお知らせいたします。併せてご活用ください。

以上